

平成 23 年 11 月 10 日

UBS グローバル CB ファンドの受益者の皆様へ

約款変更実施のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「UBS グローバル CB ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につきましては、約款変更に係る手続きとして、平成 23 年 10 月 7 日より平成 23 年 11 月 8 日までの間、受益者の方からの異議申立の受付を行いました。その結果、異議を申立てた受益者の方の受益権の合計口数が、公告日（平成 23 年 10 月 7 日）現在の受益権総口数の二分の一を超えませんでしたので、予定どおり平成 23 年 11 月 10 日付で約款変更を行い、平成 23 年 12 月 1 日より適用することになりましたことをお知らせいたします。

■約款変更の内容

当ファンドが投資対象として指定する投資信託のうち、流動性確保などの補完的な役割を担う投資対象の償還が予定されていることから、その代替となる投資対象を選定し、新たに投資対象に加えました。また、今後は、当ファンドの主要投資対象である「日興グローバル・CB・ファンドー円（ヘッジ有）クラス」を除く投資対象につきましては、必要に応じて適宜見直しを行い、追加・削除が可能となるよう信託約款に所要の変更を行いました。

- ・償還が予定されている投資対象

ルクセンブルグ籍外国投資信託「UBS（L u x）インスティテューショナル・ファンドーショートターム・米ドルBAクラス」

- ・新たに選定された投資対象

国内投資信託「UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」

敬具

UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社